

茨城県国民健康保険団体連合会説明

(1) 障害福祉サービス報酬改定に伴う請求事務について

報酬改定に伴う様式等の変更について

報酬改定によりサービスコードの新設や報酬単価の変更などが行われますが、新たに様式が増えたりすることはありません。(実績記録票の一部は廃止)

・請求明細書・上限額管理結果票 様式変更なし

・サービス提供実績記録票 様式変更あり(記載例を参照願います。)

『簡易入力システム』及び『取込送信システム』に係る対応について

報酬改正に対応する『簡易入力システム』及び『取込送信システム』のバージョンアップ版(ver2.1)がリリースされますので、各事業所において必ずバージョンアップ願います。

なお、バージョンアップ版のリリース時期は、4月11日より『電子請求受付システム』に掲載される予定となっております。(Ver2.1のダウンロード方法を参照願います。)

請求時期(5月)の本会の対応について

報酬改正後、最初の請求は5月ですが、請求期間(1日～10日の間)がゴールデンウィークのため、ウィークデイが3日のみとなります。

については、稼働日数不足を補うため、本会の出勤については(5月の出勤表)とおりいたしますので、よろしくお願いいたします。

(5月の出勤表)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					1日	2日
3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
×	×	×				
10日						
×						

の付してある日が本会職員の出勤する日となります。

2日・6日・9日の出勤時間は、午前8:30～午後5:15分までの間となります。

『電子請求受付システム』では1日～10日の間、24時間伝送受付しております。